

国立大学法人の会計制度の改善に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年九月二十五日

藤 末 健 三

参議院議長 江 田 五 月 殿

国立大学法人の会計制度の改善に関する質問主意書

私は、国立大学法人の会計制度の改善に関する質問主意書（平成十九年十一月二十八日、第一六八回国会質問第六九号）において、国立大学法人のセグメントにおける財務情報については、国立大学法人間の比較の確保という観点から、適切なセグメント区分の早急な共通化と情報開示を求める旨の質問を行ったところ、政府は答弁書（平成十九年十二月七日、内閣参質一六八第六九号）において、「準用通則法第三十八条第一項に規定する附属明細書において明らかにすべきセグメント情報の在り方については、国立大学法人間の比較可能性の確保の観点から、各国立大学法人における教育研究組織の実態を踏まえつつ、引き続き、検討してまいりたいと考えている。」との回答を示したところである。これを踏まえ、その後におけるセグメント情報の在り方についての検討の進捗状況及びいつまでに検討を終えるかを明確に示されたい。

右質問する。

